

令和8年2月20日
文化庁著作権課

「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」及び「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年12月25日から令和8年1月24日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に関して33件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

	主な御意見の概要	御意見に対する文化庁の考え方
省令案 (申請書類 に関する規 定関係)	申請書に、著作物の入手経路を記載させるべき。	仮に、申請に係る著作物が違法に入手されたような疑義がある場合は、申請手続の中で確認します。
	裁定申請時の提出書類である「申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料」について、3～5点ほどの提出を義務付けるべき。	著作物の体様を明らかにするために必要な資料の点数は申請ごとに異なるため、提出すべき資料の点数は規定しませんが、申請内容に応じて、必要な資料の提出を求めます。
	裁定申請時の提出書類として、マイナンバーカード等の本人確認書類や収入証明書類の提出を求めるべき。 また、連絡が取れなくなった場合に備え、申請書に、申請者と関係のある第三者の連絡先を記載させるべき。	申請者の申請手続の負担やこれまでの著作権者不明等の場合の裁定制度の運用状況に鑑み、従来どおり、本人確認書類や収入証明書類の提出や、申請者と関係のある第三者の連絡先の申請書への記載は求めないこととしています。
	裁定申請時に、著作権者が著作物の利用を禁止していないことが分かる資料を提出させるべき。	法律上、未管理公表著作物等に該当すること及び著作権法第67条の3第1項各号の要件に該当することを疎明する資料を添付することとされており、裁定制度を利用するための要件を満たしているかどうかは、これらの資料により確認することとなります。
	著作権者不明等の場合の裁定制度において、申請書に記載すべき事項に「利用期間」がないのはなぜか。理由がないならば追加すべき。	未管理著作物裁定制度には、法律において申請書に記載すべき事項として「利用期間」が規定されています。一方、著作権者不明等の場合の裁定制度には、法律上利用期間の制限がないことから、本省令案において、申請書に記載すべき事項に「利用期間」を規定していません。
	著作権者不明等の場合の裁定制度において、裁定申請時に、申請者が行った権利者を探索するための措置及び権利者への問合せの状況を記した資料を提出させるべき。	法律上、権利者情報を取得するための措置をとり、かつ著作権者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかったことを疎明する資料の提出が義務付けられています。

	<p>未管理著作物裁定の申請書類において、裁定の取消に必ず応じることや、取消に対応できる範囲内で利用すること、申請から逸脱した利用をしないことを明記させるべき。</p>	<p>裁定が取り消された場合、裁定に基づく著作物の適法利用はできなくなりますので、仮に申請者が利用を継続した場合は著作権侵害になります。また、裁定により適法となるのは、裁定で認められた利用方法の範囲のみです。</p> <p>これらの点は、裁定結果を通知する際に、利用者に伝達する予定です。</p>
<p>省令案 (裁定後の公表事項に関する規定関係)</p>	<p>裁定後の公表事項について、利用者が個人の場合も、氏名や住所の情報を無期限に公表すべき。</p>	<p>利用者が個人である場合に、個人情報を公表されることを懸念して制度の利用を回避することがないよう、個人の氏名及び住所は公表しないこととしています。</p>
	<p>裁定後の公表事項について、「申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料」も公表すべき。</p>	<p>令和5年の著作権法改正により、裁定後の公表に必要と認められる限度において、裁定に係る著作物を利用することができることとされました(改正後の著作権法第67条第9項)。</p> <p>本改正を受けて、題号や著作者が不明の写真や絵画等の著作物について裁定がなされた場合には、当該著作物のサムネイル画像を裁定実績オンライン検索データベースに公表する予定です。</p>
<p>文化庁告示案</p>	<p>著作権者不明等の場合の裁定制度における権利者情報を取得するための措置の一つとして、「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト」を閲覧することが挙げられているが、閲覧すべきウェブサイトをリストアップし、二以上のウェブサイトで検索することを義務付けるべき。</p> <p>また、通常のキーワード検索に加え画像検索も行うことを義務付けるべき。</p>	<p>申請者の探索手続の負担やこれまでの著作権者不明等の場合の裁定制度の運用状況に鑑み、検索すべきウェブサイトの数は規定しませんが、検索方法については、キーワード検索に加え、画像検索も、3月に公開予定の利用者用マニュアル「裁定の手引き」において検索手法の一つとして例示する予定です。</p>
	<p>著作権者不明等の場合の裁定制度における権利者情報を取得するための措置の一つとして、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著</p>	<p>申請者の負担やこれまでの制度運用状況に鑑み、日刊新聞紙及び公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトの両方への掲載を求めることは妥当でないと考</p>

	<p>著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること」が挙げられているが、両方とも実施させるべき。</p> <p>また、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトへの掲載については、1年間など長期間の掲載を義務付けるべき。</p>	<p>えます。</p> <p>また、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲載すべき期間は、手続の簡素化及び迅速化を図る観点から、引き続き7日以上とすることが妥当と考えております。</p>
--	---	--

※ なお、今回の省令案及び文化庁告示案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の省令案及び文化庁告示案に直接的には関係しない御意見を134件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。